

2024-2026 年度 課題別研修
「水環境行政（水質汚濁防止、廃水処理、水源保全）」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下、「JICA 九州」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、水環境に関する国際条約、日本の省庁の法律、地方自治体の条例等の法体系の整備の歴史と概要、それに基づく行政、民間企業、市民の果たす役割を学ぶことを目的とした研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 北九州国際技術協力協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 九州所管地域において、水環境行政・対策のみならず、環境管理の分野に関する長年にわたる研修実施実績があり、同分野での研修実施の知見が蓄積されています。また、学術、民間を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関です。本研修の目標達成の為の効果的な研修プログラムを提供できることから、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

業務名：2024-2026 年度課題別研修「水環境行政（水質汚濁防止、廃水処理、水源保全）」

- (1) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (2) 実施期間（2024年度）：2025年2月2日～2025年3月8日（予定）
- (3) 契約履行期間（2024年度）：2024年12月27日～2025年3月31日（予定）

※2025年度以降の実施時期は未定です。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

※来日研修を想定。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第

225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていくこと。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2024 年度案件を第 1 回目として受託し、2026 年度まで計 3 回、本案件を受託可能であること。なお、2024 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026 年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2024年7月9日(火)10時から 2024年7月23日(火)16時まで
	提出場所	JICA九州 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を求められている資料、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
(2) 審査結果の通知	通知日	2024年7月25日(木)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください)
	請求締切日	2024年7月31日(水)
	回答予定日	2024年8月5日(月)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めるることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

別紙2 研修委託契約業務概要

2024-2026 年度 課題別研修 「水環境行政（水質汚濁防止、廃水処理、水源保全）」 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度以降については、別紙1 「業務仕様書」 2. 応募要件（2）その他の要件 1) を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

「水環境行政（水質汚濁防止、廃水処理、水源保全）」

(2) 技術研修期間（予定）

【来日研修】2025 年 2 月 4 日～2025 年 3 月 7 日

(3) 研修員（予定）

- 1) 定員 : 8 人
- 2) 研修対象国 : インドネシア、カンボジア、ラオス、セントクリストファー・ネービス、イエメン、アルジェリア、エチオピア、アゼルバイジャン
- 3) 研修対象組織・対象者 : 【対象組織】 1. 中央及び地方政府の水環境政策立案や水環境管理の実施を担う部局。2. 行政の指示のもと、水環境管理を請け負う機関。【対象者】 1. 中央及び地方政府の水環境政策立案や水環境管理の実施を担う行政官。2. 行政の指示のもと、水環境管理を請け負う機関にて、指導的役割を担う職員。3. 当該分野で実務経験 3 年以上の者。

(4) 研修使用言語 : 英語

(5) 研修の背景・目的 :

近年の経済・産業発展に伴い、途上国では産業廃水等による水質汚濁が生活環境や自然環境を悪化させ、人々への健康被害や環境悪化による経済的・社会的な被害を引き起こしている。対策には、汚染された状態の改善や未然の汚染防止があるが、水は、「循環」するという特性を持ち、人間の生活の多くの場面で利用されるため、それら全体を視野に入れた水質保全の仕組みを考える必要がある。総合的にとらえることで、途上国における水環境の改善を図るものである。

(6) 案件目標

所属組織における水環境行政改善のためのアクションプランが作成される。

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 日本の水環境行政や地方自治体の水環境の取り組みについて説明でき、自国の水環境改善に生かすことができる。
- 2) 日本の水環境対策を理解し、各國各地方の状況にあった水環境政策立案への、適応の手段を説明することができる。
- 3) 研修内容をもとに、水環境行政改善の為の現実的なアクションプランが作成される。

(8) 研修内容

1) 研修項目

本コースのカリキュラム構成は、概ね以下の項目からなる。応募時に提出されるジョブレポートにて抽出された課題・問題点を念頭に置き、講義で学んだことについて自身で考え、実験・実習で理論を体得し、その結果、所属組織の課題に沿った行動計画を作成することを目指す。

- (ア) 日本の水域管理概論、水環境関連公害（水質汚染、地盤沈下、土壤汚染）発生の歴史、被害実態、要因。公害克服と持続的な水環境の保全と利用に向けた各種施策（水道水源、湖沼、閉鎖性水域、地下水、農用地・市街地土壤）の制定の経緯、全体の体系、役割。水質環境基準（健康、生活環境、水生生物）、水環境行政の歴史、中央政府、地方自治体、民間企業、市民の役割、世界の水環境問題、国際条約等
- (イ) 上水水源の水質保全対策、水源の開発規制、水質モニタリング、上水事業概論、廃水管理概論、水質総量規制概論、日本の有する浄化槽による廃水処理技術、浄化槽によらない廃水処理、下水道事業
- (ウ) 政策立案方法演習、ジョブレポート作成を通じた課題整理、発表会による各国の課題共有、アクションプラン作成指導

2) 研修方法

プログラムは英語で実施する。通訳が必要な場合は、JICA が別途コースに配置する研修監理員がこれを行う。

(ア) 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

(イ) 演習・実験／実習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

(ウ) 観察・見学 :

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

(エ) レポート作成・発表 :

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年12月27日～2025年3月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

水環境関連の公害発生とその克服、持続可能な水環境の保全・利用に関する日本の経験を学ぶ。水環境（水道水源、湖沼、閉鎖性海域、地下水、その他水環境と関係の強い農地・市街地土壤環境も含む）に関する国際条約、日本の省庁の法律、地方自治体の条例等の法体系の整備の歴史と概要、それに基づく行政、民間企業、市民の果たす役割を学ぶ。これらをもとに参加者の自国、所属組織での水環境政策立案及び実施能力の向上を目指す。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整

- 1 4) プログラム・オリエンテーションの実施
- 1 5) 研修員の技術レベルの把握
- 1 6) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 1 7) 研修員からの技術的質問への回答
- 1 8) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信（来日研修時のみ）
- 1 9) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 2 0) 閉講式実施補佐
- 2 1) 研修監理員からの報告聴取
- 2 2) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 2 3) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 2 4) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上